

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ネットワーク化（公共交通網の充実）と賑わい創出（人財活躍促進による就労支援事業）を通じたコンパクトシティ形成の促進

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県多治見市

3 地域再生計画の区域

岐阜県多治見市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【ボトルネック】

多治見市は『第1期多治見市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき、ネットワーク型コンパクトシティの形成を推進してきたが、第2期に向けて事業を進める中で、以下のような課題（ボトルネック）が明確になってきた。

1. 多治見市では、地場産業である陶磁器産業発展の副産物として市内に点在する陶磁器原料（粘土）採掘跡地を活用して先の総合戦略に基づき、工業団地を造成し、企業誘致に取組み雇用創出を図ってきた。また、同時に就労者のための新規バス路線の設置にバス事業者、工業団地への進出企業、行政らが連携して取組み、実現してきたところ。だが、全国的な人財不足が叫ばれている中、市内の雇用創出が成功したことで有効求人倍率は全国平均及び岐阜県平均を上回り（平成30年岐阜県一般平均1.93、多治見1.94）、さらにRESAS、国勢調査、及び多治見市人口ビジョン等によれば生産年齢人口（15～64歳）は今後、減少傾向が続く見通しとなっている（平成27年65,896人→平成27年56,430人）。

2. 加えて、地元企業についても高止まり傾向の有効求人倍率や減少傾向の生産年齢人口の状況が続き、人財確保に苦戦している。中でも地場産業に関連す

る陶磁器製造業に従事する事業者は事業の性質上、市の郊外地域に多くが位置しており、新規就労者を募集する際にも通勤アクセスがネックとなり断念するケースが多く、人財確保の難しさに拍車をかけている。特に、活躍が期待されている若年層（地元高校生や地元出身の大学生）、女性（特に育児を終えた州路経験者の再活躍）、高齢者、障がい者、外国人などの人財を活用しようとする際には、自家用車を持っていない、もしくは運転できない場合もあり、公共交通網にかける期待は大きい。

3. 以上の課題の解決を意図してネットワークの整備やダイヤの充実を求める際に、事業者は「利用者数が増えれば整備や補助を検討する」とし、郊外の事業者や利用者は「補助が充実すれば乗る」となり、膠着状態に陥っている。結果として日常的・恒常的にネットワークの利用を促進するような機会が不足している。

4. その上で、『第2期多治見市まち・ひと・しごと創生総合戦略』策定にあたって市内の小中学生、高校生、そして無作為抽出による一般市民ら、さらには市内外の有識者らの協力を得て市に関する最新の課題分析を行ったところ、従来からの課題である「公共交通網の利便性向上」というキーワードが多く挙げられた。特に、市内の高校生については、市内に公立・私立合わせて4校ある高校すべてから生徒を集め、課題抽出のワークショップを開催したり、私立高校の協力を得て1年間、『総合戦略』のテーマに沿った自主学習（探求）を進めて、市職員や地域の人々も関わりながら課題抽出と分析、解決策の立案などを行ったが、そうした中でも上記のキーワードが目立った。

雇用創出、人財育成、就労支援などの取組みに加え、中心市街地での賑わい創出事業やPR事業に取り組むことで交流人口の増加を狙い、合わせて公共交通網の利便性向上を進めることで、人々が恒常的に市内を行き来し、にぎわいにあふれた多治見版ネットワーク型コンパクトシティの形成を促進するのが本事業の主旨である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【これまでの取組み】

多治見市では、先の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』及び、国の方向性を基に策定した、『第1期多治見市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき、公共交通網の利便性向上及び市内の限定的なエリアにおいてトライアル的に中心市街地と郊外工業団地とのネットワーク化（路線バス等の公共交通網の充実）事業に取り組み、さらに郊外工業団地への企業誘致活動に専門部署を以て取り組んだ。

【これまでの成果】

結果、中心市街地と郊外工業団地とを結んだ新設バス路線の利用者が急増し、完全黒字化を達成。現在に至るまで市の補助に頼らず自立した運行を実現している。事業者曰く、近年、路線を新設すること自体が稀で、ましてや黒字化して安定的に自走したのはこの路線だけとのことだった。この路線新設及び周辺事業の推進については、バス事業者、郊外工業団地に進出している製造業を中心とした中小企業、行政、路線バス利用者、有識者などが連携して粘り強く取り組んだ。そして、当該路線の黒字化を受け、事業着手から半年でネットワーク全体の乗車人数が前年対比で13%増加する等、目に見えた成果が出た。その結果、特に通勤時間帯において市内ネットワーク（公共交通網）の活用が進み、さらに副次的な効果として市内就職の後押しの要因となる等、雇用面でも効果が出てきている（市内に約1,500人の正規雇用・約1,000人の非正規効用を創出）。この事業はネットワークの整備や運行ダイヤの拡充が先か、需要拡大が先かという膠着状態に対しては、両方の事業に同時に取組むことでその相乗効果が高まり、目に見えた成果に繋がるという多治見市にとって貴重な成功体験となった。

【将来像】

中心市街地と郊外地域（職場）のネットワーク化を推進し、さらに雇用の場やにぎわいを創出することでコンパクトシティの効果が最大化されたまちをつくる。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020 年度増加分 1 年目	2021 年度増加分 2 年目
路線バス平日昼間時の利用者数 (人/年)	237,626	2,333	2,333
雇用創出事業によって創出された 雇用人数(正規、非正規合計) (人/年度)	2,700	10	10
企業誘致に関連した税収の推移 (億円)	約 6.5	5.0	4.0

2022 年度増加分 3 年目	2023 年度増加分 4 年目	2024 年度増加分 5 年目	K P I 増加分 の累計
2,334	2,334	2,334	11,668
10	10	10	50
3.0	2.0	5.0	19.0

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金(内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

ネットワーク化(公共交通網の充実)と賑わい創出(人財活躍促進による就労支援事業)を通じたコンパクトシティ形成の促進

③ 事業の内容

【解決する方法】

中心市街地と郊外地域（職場）のネットワーク化を推進し、さらに雇用の場やにぎわいを創出することでコンパクトシティの効果が最大化されたまちをつくる。そのために、『第2期多治見市まち・ひと・しごと創生総合戦略』においては、

1. 雇用創出（雇用の場の創出促進（企業誘致、起業支援、出店支援、融資相談等、多方面から促進））
2. 賑わい創出（中心市街地におけるイベント開催等を通じて需要喚起）
3. 人財育成・確保、就労支援（地域の潜在的労働者（新卒・若者、女性、高齢者、障がい者、外国人）の活躍促進）
4. ニーズ調査及びPR（アンケート、市民討議会、市内小学校区ごとの意見聴取会等を通じて市民のニーズを調査）
5. 公共交通利用促進（ネットワーク化の更なる促進）

上記に一挙に取り組む、それぞれの事業間の相乗効果を高める。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

すでに他の路線においては事業による収益によって活動している組織であるため、新たな事業についても事業の自立を見据えた取り組みを進める方針に変わりはない。また、市内の公共施設や路線バス等の利用増が進むことで、市からの指定管理の委託費や補助金等の削減に繋がることも見込む。

【官民協働】

特に路線バス等公共交通利用促進事業においては、初期のインフラ整備や事業開始に先立つマーケティング調査及び関係者との調整等に関して多治見市による補助や支援を行うが、その後は事業者が主体となって事業を推進し、事業の自立・発展を目指す。

【地域間連携】

コンパクトシティの形成は主に市内におけるネットワーク化を進めることで実現を目指す。例えばバス路線が市外にも及ぶことにより副次的な効果が期待できる近隣自治体（可児市、土岐市、瑞浪市）との協議も

並行して実施している。

【政策間連携】

駅及び駅周辺の中心市街地のにぎわい創出を図るとともに、中心市街地を結節点として、郊外住宅団地と郊外工業団地とをつなぎ、様々な層の人間が行き交う中心市街地のターミナル化を目指す。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法、外部組織の参画者】

毎年度6月頃、産（民間企業経営者）、官（市職員）、学（学識者）、金（金融機関シンクタンク研究員）、労（労働組合関係者）、言（マスコミ関係者）、公募委員（市民）によって構成される外部有識者委員会（「事業評価委員会」）において、KPIの達成度を検証。検証結果を勘案し、KPIの達成度が著しく低下する場合は、本委員会において事業の見直しに関して意見聴取する。加えて、毎年度8月頃、多治見市議会による検証も合わせて実施する。

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに多治見市公式ホームページで公表するとともに、多治見市の公式SNS（ソーシャルネットワークサービス）、コミュニティFM、広報誌等をフル活用して市民及び事業者への周知を図る。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 655,263千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

※ 企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。